

第904回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成30年3月19日(月)午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長, 伊藤委員, 奈須野委員, 齋藤委員, 千木良委員, 小室委員

4 説明のため出席した者

西村理事兼教育次長, 清元教育次長, 布田総務課長, 佐々木教育企画室長,
佐藤福利課長, 山本教職員課長, 奥山義務教育課長, 目黒特別支援教育室長,
岡参事兼高校教育課長, 横山参事兼施設整備課長, 松本参事兼スポーツ健康課長,
鎌田参事兼全国高校総体推進室長, 新妻生涯学習課長, 田村全国高校総合文化祭推進室長,
山田技術参事兼文化財保護課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第903回教育委員会会議録の承認について

高橋教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第904回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

高橋教育長 伊藤委員及び齋藤委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

7 議事

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 教育功績者表彰について

第9号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第12号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について

高橋教育長 7 議事の第1号議案, 第2号議案, 第9号議案及び第12号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については, 秘密会とする。

秘密会とする第1号議案の一部については, 本日速やかに処理する必要があるので, 先に第1号議案の一部を審議することとし, 残る案件は, 10の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定について

(説明者: 清元教育次長)

「校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定について」御説明申し上げる。

資料は, 1ページから3ページと別冊である。はじめに, 資料1ページを御覧願いたい。

平成28年11月に改正された教育公務員特例法第22条の3の規定に基づき, 現在の「宮城県教員研修マスタープラン」を発展させた形で「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を策定した。策定に当たっては, 今年度新たに組織した「宮城県教職員育成協議会」において, 県内の教員養成課程を有する全

ての大学や市町村教育委員会の関係者と検討を重ねたほか、学校現場からも幅広く多くの意見等を聴取し、その内容を調えた。指標は、本県教育の現状やこれまでの教員の資質能力の向上に関する取組等を踏まえ、全ての教員に求められる基礎的・基本的な資質能力を示す共通のものとし、そのタイトルを「みやぎの教員に求められる資質能力」とした。また、指標で示す資質能力以外に、学校種・職種に応じて教員自らが必要であると考えられる資質能力がある場合は、自発的かつ積極的に研修し、身に付けることを求めるものとしている。

次に、資料2ページから3ページを御覧願いたい。新たな指標の策定に当たり、現在のマスタープランから見直し等を行った主な内容である。大きく4つの観点から見直し等を行っているが、指標の素案としてすでに委員の皆さまに示していたものと大きく変更しているところはなかった。

なお、資料の各表の右側に記載しているページ番号は、見直し等の内容が反映されている指標本文の該当箇所となるので、後ほど御覧願いたい。

次に、別冊の32ページを御覧願いたい。このA3判の表は、指標の内容を簡潔に一覧表にまとめたものである。この表を用いて指標の概要について改めて御説明申し上げる。まず、表の左側に示している「授業力」から「自己研鑽力」までの7つの資質能力は、現在のマスタープランの内容を継承したもので、先ほど御説明した観点で内容を見直した。また、教職経験段階は、「新規採用時」の段階を新たに加えた5つの区分とし、それぞれの段階で求められる資質能力の水準を整理した。なお、これら7つの資質能力の関係性を示したものが左下の樺の木イメージ図になる。

さらに、教職経験段階の第Ⅲ期から第Ⅳ期にかけては、7つの資質能力のほかに「主任・ミドルリーダー層」と「管理職層」に求められる5つの資質能力を新たに加え、それぞれの段階における水準を整理した。

なお、東日本大震災の経験を踏まえた観点は、本県の全ての教職経験段階等を通じて求められる資質と位置付け、この表の一番上の部分に示した。これらの資質能力についての詳しい考え方や内容については、指標本文で説明しているので、後ほど御覧願いたい。

資料1ページにお戻り願いたい。今後は指標を踏まえた教員採用選考や教員研修を実施していくこととなるが、指標を学校現場の教員一人一人に浸透させるとともに、大学との連携協力も積極的に推進しながら、教員の養成・採用・研修の各段階を通じた資質能力の向上を図ることが重要である。

なお、社会の状況や学校を取り巻く状況は常に変化するものであり、指標も様々な状況の変化に応じて不断の見直しを図ることが必要である。今後、実際に教員採用選考や教員研修を実施していく中で検証を行い、実態に応じた、より実効性の高い指標に改善していくこととしている。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員 今、説明があった「みやぎの教員に求められる資質能力」について、具体的にどのような場面でどのように活用していくのか伺いたい。

教 職 員 課 長 経験段階毎に求められる水準を整理しており、自分がどこまで出来ているかを見直していく基準として常に手元に置いて活用していただきたいと考えて策定したものである。

伊 藤 委 員 この指標は全教員に配布されるのか。

教 職 員 課 長 先程、理事兼教育次長から説明があったとおり、状況は常に刻々と変化しているので、今回は敢えて印刷物として製本していない。その代わりとして、いつでもこの資料を確認できるようにホームページに掲載する予定であり、内容については毎年見直しをしながら必要な修正や整理をして、常に生きた形の物にしていきたいと考えている。

伊 藤 委 員 ホームページに掲載することに留まることなく、この資料がどのようなものであり、また、このような資料があるということを各教員に確実に伝わるような取組も考えていただきたい。

教 職 員 課 長 委員御指摘のとおりであり、新年度初めには色々な場面で周知することで、管理職も含めて全体として同じ方向を向いてやっていこうとする気持ちになって新年度を迎えられるのではないかと考えている。

(2) 職員の交通事故に係る和解について

(説明者：清元教育次長)

「職員の交通事故に係る和解について」御説明申し上げます。

資料は、4ページである。事故の概要としては記載のとおり、平成29年9月1日、西多賀支援学校の職員が学習バスを共同利用している拓桃支援学校の校外学習に係る運行業務を終了し、西多賀支援学校に帰校途中の市道において、対向車とすれ違う際に左側に寄せたところ、市道に面した民家のカーポートに学習バスのサイドミラーを接触させ、損傷を与えたものである。

なお、この事故による人的損害はなかった。この事故は職員の不注意により発生したものであることから、相手方の損害額の全額である41,580円を県が相手方に支払うこととして和解が成立したところである。この和解については、地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年12月26日に知事による専決処分が行われ、2月定例県議会において報告をしている。安全運転の励行については、これまでも職員に徹底してきたところであるが、今後あらためて一層の注意喚起に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

(3) 夜間中学設置に向けた調査研究報告書について

(説明者：清元教育次長)

「夜間中学設置に向けた調査研究報告書について」御説明申し上げます。

資料は、別冊である。平成28年12月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、いわゆる「教育機会確保法」が成立し、地方公共団体には学校における就学の機会が提供されなかった学齢超過者などに対し、夜間中学等において就学の機会の提供などの必要な措置を講ずることが義務付けられた。法律の制定に先立ち、本県では文部科学省からの事業委託を受け、平成28年10月に仙台市教育委員会と共同で、別冊15ページの名簿にある複数の有識者を含む調査研究会を設置し、夜間中学設置に関する調査研究を進めてきた。昨年度の調査研究では、本県においても学び直しや日本語習得を中心とした学習機会に対する需要が少なくないと考えられることから、夜間中学設置の必要性があると結論に至った。その上で、本年度は、他都府県への先進校視察や全国夜間中学校研究大会等の諸会議への参加に加え、昨年12月には仙台市内において夜間中学セミナーを開催し、夜間中学に求められる役割や教育内容、自治体間の費用負担の方法などについて実態把握に努め、本県における夜間中学設置に向けた課題の整理や具体的な方向性の検討を進めてきた。

このたび、これまでの調査研究の結果を、別冊のとおり報告書として取りまとめ、過日、文部科学省へ提出したところである。詳しい報告書の内容については、高校教育課長から御報告する。

(説明者：高校教育課長)

私から資料に基づいて、報告書の内容について御説明申し上げます。

資料は別冊となる。まず、1ページから5ページには、本年度の調査研究の実施内容及びその結果などをまとめているので、のちほど御覧願いたい。

6ページから10ページには、本県における夜間中学設置に向けた方向性について、調査研究会の考え方をまとめている。まず、6ページの「(1) 公立夜間中学設置の必要性」では、本県の義務教育未修了者数や、仙台自主夜間中学の現状、外国人を対象とした日本語学級等の学習状況から、本県においても義務教育段階での学び直しに対する潜在的需要が少なからず存在すると考えられ、公立夜間中学の設置が必要であると結論付けている。

次に、7ページからは、本県において設置する夜間中学の具体的な方向性をまとめている。まず、「(2) 基本的方向性」では、様々な経歴を持つ入学希望者が、「自分たちの居場所」であることを感じながら、安心・安全に学ぶことができる環境づくりが必要であることを示している。

また、「(3) 入学要件等について」では、学齢超過者で入学を希望する者を幅広く受け入れ、在学年限に

についても、生徒の希望等を考慮し、柔軟に対応する必要があることを示している。さらに、「(4) 教員配置等について」では、正規教員、講師、日本語指導員等の学習を支援するスタッフに加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心のケアに当たる専門スタッフも配置し、組織的に生徒を支援する体制作りが必要であることについて示している。

次に、8ページを御覧願いたい。「(5) 教育課程、教材等について」、及び「(6) 施設設備について」では、生徒の学習状況に応じた特別な教育課程の編成や自主教材作成の必要性、学び直しを希望する高齢者への配慮として施設のバリアフリー化などについて、触れている。

次に、9ページを御覧願いたい。「(8) 自主夜間中学等との連携について」では、不登校等により十分な教育の機会を確保できなかった方々の学び直しの場として開設されている仙台自主夜間中学や、定時制高校で学ぶ生徒との交流活動を積極的に推進することの重要性について触れている。

次に、10ページを御覧願いたい。「(9) 設置場所等について」では、多くの需要が見込まれることや通学の利便性を考慮し、仙台市内に夜間中学を設置することが適切であると結論付けている。また、仙台市内への通学が困難な地域における需要への対応として、実質的な学習の機会を確保する観点から、公立単位制定時制高校において行われている科目履修の活用についても示している。具体的には、学校設定科目として中学校の学習内容の学び直しの科目や、日本語習得を中心とした科目を設定するなど、中学校の学習内容を実質的に学ぶ機会を保障することについて記載しているが、詳細な条件整備についてはさらに検討が必要であることを示している。

最後に、「(10) 協議会等の設置について」であるが、通学区域や自治体間の経費負担など、設置に向けた具体的な事項を話し合うための協議会等の設置の必要性について示している。

なお、13ページ以降には、参考資料として他都府県の視察報告、夜間中学セミナーの概要等をまとめて掲載しているので、のちほど御覧願いたい。

以上が、報告書の概要である。この内容を踏まえ、今後さらに仙台市教育委員会と連携するとともに、特に定時制高校の活用による実質的な学習の機会の確保について、県教育委員会として検討を進めていきたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員

今の説明の中で一番大事なところは、別冊10ページに掲載されている「(10) 協議会等の設置について」に集約されていると理解した。「経費負担についての協議」と記載があるが、これについての法的な規定はないのか伺いたい。

高 校 教 育 課 長

現在のところ、経費の負担について法的な規定はない。

伊 藤 委 員

規定がないのであれば、協議会の速やかな設置と経費負担の部分も詰めていかないと、この調査研究報告書を生かすという視点からこの調査研究報告書を作成した意味がなくなってしまう。色々なハードルがあって大変だとは思いますが、ここにまとめられた内容からして非常に大切なことであるので、こうした学習の機会の提供という意味からも是非、協議会を設置し進めていただきたい。

(4) 県立高等学校における物損事故に係る和解について

(説明者：清元教育次長)

「県立高等学校における物損事故に係る和解について」御説明申し上げます。

資料は、5ページである。平成29年8月31日、気仙沼向洋高等学校の保健体育の授業でソフトボールを行っていた際、生徒が打ったファウルボールが駐車していた車両のフロントガラスに当たり、同車両に損傷を与えたものである。この事故については、学校管理下内の事故であり、その内容から相手方の損害額の全額である150,000円を県が相手方に支払うこととして、このたび和解が成立したものである。この和解については、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年1月4日に知事による専決処分が行われ、2月定例県議会において報告している。

今後については、同校は夏休みまで現在の仮設校舎を使用することから、狭い敷地の中で同様の事故が起

きないよう、体育の授業だけでなく様々な活動の中で注意するよう促し、再発防止と安全確保に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑)

奈 須 野 委 員
スポーツ健康課長

グラウンド付近とは、学校の敷地外か。

現在、気仙沼向洋高校は、気仙沼高校の第2グラウンドにプレハブを建て、僅かではあるが校庭を確保している。そのスペースで、校庭側に向かってピッチングしながらソフトボールをしていたところ、校舎の非常に近い所に駐車していた車にフェールチップのようなものが当たったものである。

奈 須 野 委 員
スポーツ健康課長

ボールが当たった車は学校敷地外に駐車していたのか。

学校敷地内に駐車していた車である。

9 専決処分報告

(1) 第363回宮城県議会議案(追加提案分)に対する意見について

(説明者：西村理事兼教育次長)

「第363回宮城県議会議案(追加提案分)に対する意見について」御報告申し上げます。

資料は、1ページから4ページである。はじめに、資料1ページを御覧願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、2月14日付けで知事から意見を求められたので、その内容について御説明申し上げます。先月の定例会では、平成30年度当初予算等に係る議案について、異議のない旨、専決処分したことを御報告したところであるが、本日報告するものは平成29年度2月補正予算等に関するものである。

それでは、「予算議案」であるが、資料3ページの「第363回宮城県議会提出追加提案分予算議案の概要」を御覧願いたい。

「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、第6号補正予算として81億220万円を減額、国の経済対策に伴う第7号補正予算として2億4,090万2千円を増額計上するものである。

「2 主な補正内容」であるが、まず、第6号補正予算について、東日本大震災関連事業として、震災により保護者を亡くした児童生徒に対する奨学金のうち卒業時一時金について、進学等に係る経済的負担を軽減するため、これまで6月に給付していたものを卒業年度の3月に前倒しして給付することとし、それに要する経費として、5,755万円を増額計上している。

次に、震災関連以外の事業についてであるが、増額補正として、自治宝くじの収益金による東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催自治体に対する支援分等をスポーツ振興基金に積み増しするために、4億6,502万8千円を増額計上している。スポーツ振興基金は、所管するスポーツ施設の維持補修工事等に活用しており、オリンピック・サッカー競技開催に向けた施設改修や、長寿命化対策の維持補修工事等を計画的に実施していく。また、減額補正としては、退職見込者数の減により、退職手当について10億円を減額計上している。そのほか多くの事務事業で減額計上しているが、これらは事業内容の見直しや経費の縮減等に努めた結果、残額が生じたものである。

次に「3 債務負担行為の変更」であるが、平成26年度に議決を受けている特別支援学校の仮設校舎賃貸借について、賃貸借期間の延長により、債務負担行為の期間及び限度額を変更するものである。

次に「4 繰越事業」であるが、第6号補正予算については、高等学校及び特別支援学校の建設事業など、総額106億700万円を計上している。繰越の主な要因は、関係機関等との調整に不測の日数を要したことなどである。

次に、第7号補正予算として、2億4,090万2千円を計上している。その内容としては、平成30年度当初予算への計上を予定していた支援学校の屋内運動場の大規模改修に係る経費について、国の経済対策に係る補正予算により対応することとし、前倒しして計上したものである。

なお、この経費は全額を翌年度へ繰越すこととしている。

次に、資料4ページを御覧願いたい。「予算外議案の概要」である。まず、条例議案であるが、議第139号議案「障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例」については、条例名を「就学支援審議会条例」

へ変更しようとするものである。

次に、議第141号議案「国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会記念基金条例を廃止する条例」については、基金残高が0円となり、これまでの本基金充当事業は、今年度からスポーツ振興基金等を財源として実施しているため、本基金条例を廃止しようとするものである。

最後に、条例外議案であるが、議第144号議案「工事請負変更契約の締結について」については、宮城県水産高等学校校舎等改築工事の請負変更契約の締結について、地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。

以上、知事から意見を求められた内容について御説明申し上げたが、このことについては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月14日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により御報告する。

なお、これらの議案については、3月16日の県議会において、原案のとおり可決されたところである。

本件については、以上である。

(質 疑) 質疑なし

11 議事

第3号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

第4号議案 市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則の一部改正について

第5号議案 学校教育法施行細則の一部改正について

第6号議案 宮城県総合教育センター管理規則の一部改正について

第7号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

第8号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

高橋教育長 第3号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について、第4号議案 市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則の一部改正について、第5号議案 学校教育法施行細則の一部改正について、第6号議案 宮城県総合教育センター管理規則の一部改正について、第7号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について 及び 第8号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正については、内容に関連があることから、一括して説明を受けることとし、質疑・裁決は各号議案毎に行うこととしてよろしいか。(委員全員に諮って) そのように進めることとする。

(説明者：西村理事兼教育次長)

第3号議案から第8号議案までは、平成30年4月1日組織改編などに伴い改正が必要となる規則となるので、一括して御説明申し上げます。それぞれの規則の改正の概要は、資料58ページにまとめているので、参考に御覧願いたい。

はじめに第3号議案、「宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正」について御説明申し上げます。資料35ページを御覧願いたい。本議案は、教育委員会の本庁等の組織改編及び県立学校の新設等に伴い所要の改正を行おうとするものである。

「1 改正の内容」の「(1)「本庁関係課室の組織改編に伴う改正」について御説明申し上げます。来年度の教育庁本庁の組織改編として、特別支援教育室については、狭隘化の解消や特別支援教育のさらなる充実を図るため「特別支援教育課」として室から課に格上げして体制を強化すること、全国高校総体推進室及び全国高校総合文化祭推進室については、大会の終了により廃止すること、文化財保護課については業務内容に即した組織名に変更することに伴い、関係規定の改正を行おうとするものである。

次に「(2)本庁関係課室の事務分掌の変更等に伴う改正」については、公益社団法人及び公益財団法人に関する事務が知事部局に移管されること、(1)の組織改編に伴い事務分掌を整理すること、スポーツ健康課が所管する県体育協会が県スポーツ振興財団と合併し、合併後の名称が県スポーツ協会となること等に伴い、

関係規定の改正を行おうとするものである。

「(3) 地方機関等の組織改編に伴う改正」については、北部教育事務所及び東部教育事務所に設置している栗原地域事務所及び登米地域事務所について、業務を本所に集約し両地域事務所を廃止することに伴い、関係規定の改正を行おうとするものである。

「(4) 県立学校の廃止及び新設に伴う改正」については、平成30年3月31日をもって、気仙沼高等学校と気仙沼西高等学校が統合し、平成30年4月1日から新たに気仙沼高等学校が開校すること、また、小松島支援学校の分校として「松陵校」を旧仙台市立松陵小学校に設置することに伴い、関係規定の改正を行おうとするものである。

「(5) 総合教育センターの組織改編に伴う改正」については、総合教育センターへの人材育成に係る研修業務の一本化や県の教育政策に関するシンクタンクとしての役割を担う組織体制を整備することに伴い、関係規定の改正を行おうとするものである。

「(6) 附属機関の名称変更に伴う改正」について、条例の一部改正により、附属機関の名称が「障害児就学指導審議会」から「就学支援審議会」に改められること等に伴い、関係規定の改正を行おうとするものである。

最後に「(7) 指定管理者の名称変更に伴う改正」であるが、指定管理者に管理を委託している県の施設のうち、「宮城県第二総合運動場」及び「宮城県総合運動公園」の指定管理者である「宮城県スポーツ振興財団」が「宮城県スポーツ協会」に名称変更することに伴い、関係規定の改正を行おうとするものである。

次に第4号議案「市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則の一部改正」について、御説明申し上げる。資料40ページを御覧願いたい。本議案は、名取市に新たに義務教育学校が設置されることに伴い、本規則の題名の変更と所要の改正を行おうとするものであり、併せて、引用条項のずれを整理するものである。

次に第5号議案、「学校教育法施行細則の一部改正」について、御説明申し上げる。資料44ページを御覧願いたい。本議案は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の平成30年4月1日施行により、通級指導を行うことができる学校種が、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程に加えて、高等学校及び中等教育学校の後期課程においても実施できるようになることに伴い、手続きを規定するための所要の改正を行おうとするものである。

次に、第6号議案、「宮城県総合教育センター管理規則の一部改正」について、御説明申し上げる。資料48ページを御覧願いたい。本議案は、総務課が所管する事務職員や技術職員の研修を総合教育センターに移管すること、及び総合教育センターが事業の企画・運営を主体的・自主的に行い教育の振興充実を図ることができるよう、所要の改正を行おうとするものである。

次に、第7号議案、「宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正」について、御説明申し上げる。資料53ページを御覧願いたい。本議案は、平成29年11月定例県議会で職員等の旅費に関する条例の一部改正が行われたこと、及び北部教育事務所栗原地域事務所及び東部教育事務所登米地域事務所を廃止することに伴い、所要の改正を行おうとするものである。

次に第8号議案「校長及び教員の採用手続に関する規定の一部改正」について、御説明申し上げる。資料57ページを御覧願いたい。本議案は、北部教育事務所栗原地域事務所及び東部教育事務所登米地域事務所を廃止することに伴い、再任用を出願する際に提出する再任用採用願書（様式第8号）について、所要の改正を行うものである。

なお、以上の改正規則は、平成30年4月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

第3号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(質 疑) 質疑なし

高 橋 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第4号議案 市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則の一部改正について

(質 疑) 質疑なし

高橋教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第5号議案 学校教育法施行細則の一部改正について

(質 疑) 質疑なし

高橋教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第6号議案 宮城県総合教育センター管理規則の一部改正について

(質 疑)

齋藤委員 資料47ページの新旧対照表の備考欄に、専門教育に係る研修に関するものを「四に包含」と記載されているが、資料48ページの「2 改正内容」の(2)に「各教科に係る研修に包含」と記載されているので、「三に包含」の誤りではないのか。

高橋教育長 資料47ページの備考欄に記載されている「四に包含」は、新旧対照表の改正後の四号を示している。

教職員課長 資料47ページの備考欄に記載されている「四に包含」は、新旧対照表の改正後の四号を示している。

高橋教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第7号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

(質 疑) 質疑なし

高橋教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第8号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

(質 疑) 質疑なし

高橋教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第10号議案 第2期県立特別支援学校教育環境整備計画の策定について

(説明者：清元教育次長)

第10号議案について、御説明申し上げます。資料は、64ページから65ページと別冊である。はじめに、資料65ページを御覧願いたい。

1の策定の趣旨であるが、これまで宮城県教育委員会では、平成22年に策定した「県立特別支援学校教育環境整備計画」に基づき、ハード・ソフトの両面から特別支援教育の環境整備を推進してきたところであるが、障害者を取り巻く社会環境の変化等を踏まえて、平成27年に「宮城県特別支援教育将来構想」を策定したところである。今回、この「将来構想」に基づき、今後も障害のある児童生徒数が増加することが見込まれることから、社会環境の変化も踏まえつつ、「第2期県立特別支援学校教育環境整備計画」を定め、県立特別支援学校の具体的な教育環境整備を進めていく。

2の計画期間であるが、平成29年度から、「宮城県特別支援教育将来構想」の計画期間に合わせた平成36年度までの8年間としている。

3の整備計画の全体構成であるが、大きく3つに分けており、始めに県立特別支援学校の現状と課題、次にそれらを踏まえた整備方針、そして最後に具体的な取組を示した教育環境整備計画としている。

続いて、計画に沿って御説明申し上げます。別冊を御覧願いたい。1ページの「I はじめに」では、本計画策定の趣旨や計画期間などに触れている。

次に「II 県立特別支援学校の現状と課題」について、2ページを御覧願いたい。1点目は、狭隘化の現状と課題である。まず、特別支援教育の対象となる子どもの数であるが、少子化が進む中、特別支援学校の児童生徒数が増加の一途をたどっていること、中でも知的障害特別支援学校の児童生徒数が増加しており、特に仙台圏域における増加が著しいこと。また、小・中学校の知的障害特別支援学級の児童生徒数も急増し

ており、中学校の特別支援学級を卒業した児童生徒の9割以上が、特別支援学校の高等部や高等学園に進学しており、狭隘化が進む大きな要因となっていることを記述している。

3ページから7ページにかけては、今後の児童生徒数の見通しや、軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場としての高等学園の不足の問題や教育環境上の諸問題、また、これまでの狭隘化対策について述べている。

8ページを御覧願いたい。2点目として、障害の多様化の現状について、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の増加や、医療的ケア対象児童生徒の増加について述べている。

9ページを御覧願いたい。3点目として、特別支援学校への相談件数が急激に伸びており、今後、高校における通級指導の開始などに伴い、さらにセンター的機能の強化が求められることや、校舎の老朽化対策について述べている。

10ページ以降に具体的な整備等について記載している。

11ページを御覧願いたい。「IV 現時点における教育環境整備計画」としてハード・ソフトに係る具体的な取組を記載している。この中でもポイントになるのが、13ページの上段に記載している取組6の「特別支援学校の新設」である。供用開始年度は、現時点では平成36年度を目指している。知的障害のある児童生徒を対象とし、教室数は36学級で、小学部・中学部・高等部の3学部としているが、高等部については、軽い知的障害のある生徒の受け皿となるような、いわゆる高等学園の機能を持たせるため、普通科のほかに産業技術科を設置することとしている。特徴としては、高等部の産業技術科について、ここに記載のとおり、職業的自立に向けた整備を行っていく。また、取組7として、児童生徒数の減少等を背景とした県立高校等の余裕教室等を活用した特別支援学校の分校、分教室の設置についても検討していく。

以上の、現時点におけるハード面の対策を年次計画に表したものが、14ページになる。

15ページから16ページまでは、ソフト面の取組について記述している。一人一人の教育的ニーズに応じた指導に向けた教育課程の見直しをはじめ、医療的ケア実施体制の充実や、16ページになるが、特別支援学校の地域におけるセンター的機能の強化に関する取組などについて述べている。これらの教育環境整備にかかる現時点で着手している取組のイメージを17ページにまとめている。教育環境整備計画のハード面は上段に、ソフト面は下段に示した。

そして18ページになるが、最後に、「V 進行管理」を記載している。計画期間での着実な実現を目指して取り組んでいく。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑)

千 木 良 委 員

この整備計画の中で、余裕教室であったり廃校となる学校の利用について、今、事務局で考えていることがあれば伺いたい。その理由として、自分は角田支援学校の分校である白石校の校医をしているが、他の学校ではない形で普通の白石市立中学校内に角田支援学校の小学部と中学部が存在している。高等部に関しては本校の角田市に通う形態になっている。以前、角田支援学校の小学部は白石市立第2小学校に存在しており、中学部は白石市立白石中学校に存在していた。白石中学校は角田支援学校の分校の他に特別支援学級も存在しており、複雑な状況となっている。角田支援学校の分校も新たな試みとして継続しており、既に10年以上経っている。普通の学校の中に特別支援学校が分校して存在することによって、双方にとって良いことがあるのか検証した上で、このような環境整備計画の策定に生かしてほしいと考える。ちなみに、自分は白石中学校の卒業生であるが、自分が在学当時から特別支援学級が存在しており、特別支援学級の生徒と一緒に過ごしてきたことは、学校生活の経験としては非常に意味が大きかったと考えている。環境整備計画を策定するに当たり、健常と言われる子供達と何らかの障害がある子供達の教育をどのような形で持っていくのか、接点があった方が良いのか、便利な場所が良いのか、それとも余剰教室などを考えた場合に、接点を抜きにして広い学校、広い教室、広い校庭ということを優先した方が良いのか判断は非常に難しいと思う。白石校には多くの結果が残されていると思うので、それらが生かされた計画になればよい

と思っているので、現在、考えている方向性などがあれば伺いたい。

特別支援教育室長

現時点での計画については、この環境整備計画に記載しているところまでである。いずれにしても、障害を持っている児童・生徒の多様な学びの場をどのように環境整備していくかということになるので、小中学校については設置者である市町村教育委員会の意見を含めて、今後、具体的な話になった時点で改めて詰めていきたい。

高橋教育長

この環境整備計画に記載していないことについてどうするのかについては、別冊の10ページに整備方針がまとめて6点記載されている。こうしたことを大きな方針としながら、市町村ともよく話し、使えるところは有効に活用しながら環境整備に努めていくことで、今後ともそれぞれ対象となる市町村と緊密に連携を取りながら、よろしく願います。

(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

第11号議案 宮城県いじめ防止基本方針の改定について

(説明者：清元教育次長)

第11号議案について、御説明申し上げます。

資料は、66ページから67ページと別冊1,別冊2である。はじめに、資料67ページを御覧願いたい。

1の改定理由であるが、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成29年3月14日に改定されたことを受けて、国の方針との整合性を図るとともに、県のこれまでの取組や「宮城県いじめ防止対策調査委員会」から示された意見等を踏まえ、今回、全面改定を行うこととしたものである。主な改定の内容としては、国の方針の改定を反映したものとして3点ある。

1点目は「いじめの定義」「学校及び学校の設置者がすべき施策」を明確化している点である。特に、いじめの定義、いじめ解消の定義については、より明確化している。別冊2「主な改定事項」の対照表1ページを御覧願いたい。上から3段目のいじめの定義では、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとしている。続いて、対照表9ページをお開き願いたい。上から3段目では、いじめの解消の定義について、①「いじめに係る行為が止んでいること」と②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を示し、安易に解消しているとはせずに、被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に観察する必要性があること示している。

2点目は、いじめへの対処、重大事態への対処について、より具体的に示されている。特にアンケート調査の実施や結果の検証方法、被害児童生徒に寄り添った支援体制づくりや心のケアについて具体的に示している。対照表10ページの上から2段目を御覧願いたい。重大事態の対処としては、大枠はこれまでと同じであるが、児童生徒又は保護者から重大事態の申立てがあった場合の学校がとるべき初期対応の留意点について明記している。

3点目は、いじめの未然防止、いじめの早期発見に係る取組についてである。いじめの未然防止のための授業等を実践するなど、教育活動全体をとおして、いじめ問題に取り組む必要性を示している。対照表2ページの3段目の一番下のマル(○)では、インターネット上のいじめ防止のためのSNS等を対象としたネットパトロールの強化及び情報モラル教育の充実について明記している。

続いて、県のいじめ防止対策調査委員会からの意見等を反映したものとして、まず対照表1ページ目の上から2段目を御覧願いたい。基本理念のところ、「校種を問わず」と明記し、いじめは全ての児童生徒に係る問題であることを強調している。

さらに、4点である。1点目は、学校と保護者や地域との連携をより明確にしている。対照表の1ページの上から5段目・6段目を御覧願いたい。いじめの防止等に関する基本的考え方では、「家庭との連携について」と「地域との連携について」の2つの項目に分け、家庭・地域それぞれとの連携の在り方を強調している。

2点目は、教職員間での意思疎通等、学校全体で情報共有を図ることの重要性を改めて明記している。対照表6ページの上から2段目を御覧願いたい。特定の教職員がいじめ問題を抱え込まずに、組織として一貫した対応をとることを明記した。また、各学校において情報を共有しながら、いじめの未然防止、早期発見

に努めるとともに、事案対処に関する資質能力向上を図る校内研修の実施やいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めることについても示している。

3点目は、宮城県が行う施策について、施策内容を明確にしている。対照表の2ページから6ページにかけてであるが、県や県教育委員会という施策の主体を明確にするとともに、実施する施策についても県が県立学校の設置者として実施する施策と所轄する私立学校への施策とを区別して表している。特に、重大事態への対処については、対照表5ページの一つ目のマル（○）では、県立学校の設置者としての対処について示しており、6ページの上から一つ目のマル（○）では私立学校を所轄する立場での対処を示している。

4点目は「県、県教育委員会、学校それぞれの役割がより明確になるよう、全体的に項立てや文言の整理をしている。

これらを踏まえて改定したものが、別冊1となる。さらに詳しい変更点については、別冊2の改定前と改定後の対照表と併せて御確認願いたい。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

（ 質 疑 ）

高橋教育長 今回の改定では、国の方針の改定や県で設置している委員会から示された意見等を踏まえて、かなり加筆・修正した部分もある。

県でこの方針を示した後に、市町村教育委員会や学校現場へはどのような動きになるのか。

高校教育課長 今後、この方針を県立学校に通知する予定であるが、市町村教育委員会等においてもこの方針を参考にさせていただく予定である。

高橋教育長 市町村ではこの方針を参考に、今ある方針を改定することになるのか。学校現場においてもこの方針を参考にしながら、今ある方針を改定することになるのか。

高校教育課長 この方針を参考に、各市町村教育委員会や各学校において今ある方針を改定することになると思う。

伊藤委員 今後の進め方については、今の説明で理解できた。別冊2により主な改定事項の案を説明いただいたが、とても分かりやすく誰が読んでも記載内容を理解できると感じた。については、それぞれの市町村教育委員会においてこの方針を参考にしながら改定し、それを学校現場において十分に浸透することが一番大事なことだと思うので、その点の徹底を十分に行っていただくことを希望する。

高橋教育長 （委員全員に諮って）事務局案のとおり可決する。

12 課長等報告

（1）第2期宮城県教育振興基本計画第1次アクションプラン【平成30年度版】（案）について

（説明者：教育企画室長）

「第2期宮城県教育振興基本計画第1次アクションプラン【平成30年度版】（案）について」御説明申し上げます。

資料は、1ページ及びA3判の「別紙1と2」並びに「別冊」である。はじめに、資料1ページを御覧願いたい。

「1 策定の趣旨」であるが、第1次アクションプランについては、平成32年度までの4年間の具体的な事業の内容や期間、成果の数値目標等を示すため、「第2期宮城県教育振興基本計画」と合わせて、昨年3月に策定した。このプランは、PDCAサイクルによる進行管理を行うため、毎年度改定することとしており、政策評価・施策評価や第2期計画の点検及び評価を踏まえ、平成30年度の新たな事業などを反映した第1次アクションプラン【平成30年度版】を新たに策定するものである。

次に、「2 アクションプランの内容」であるが、現在のアクションプランと同様に、第2期計画における取組の方向性に基つき、4年間の「主な取組内容」と年度ごとの「目標値」を掲載するとともに、取組の年次計画や対象となる発達段階を示す「取組の工程表」を掲載している。また、基本方向ごとに「主な事業の一覧表」を掲載するほか、平成30年度に特に注力する事業については、それぞれの事業の概要を示す「事

業イメージ図」を掲載している。

次に、「3 アクションプラン掲載事業」であるが、「(1) 掲載事業数」については、再掲事業及び平成29年度終了事業を除き、323事業であり、このうち平成30年度の新規事業は10事業である。この新規事業については、A3判の「別紙1」に取りまとめているので、詳しくは後ほど御覧願う。

なお、参考として記載しているが、掲載事業323事業のうち、県全体の計画である「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」に掲載している事業は166事業であり、本アクションプランのみに掲載している事業は157事業となっている。

次に、「(2) 平成30年度当初予算額」については、再掲事業分を除き約510億7千万円であり、平成29年度当初予算額と比較して、約228億7千万円の減額となっている。減額の主な要因としては、気仙沼向洋高校と農業高校の建築工事がおおむね終了したことに伴い、災害復旧費が減額となったことによるものである。

次に、第1次アクションプラン【平成30年度版】の主な記載内容について、別冊の本編に基づき御説明申し上げる。別冊の4ページを御覧願いたい。第2期計画の全体体系図を掲載しており、計画の理念として掲げた「目指す姿」と5つの「目標」、それらを達成するための10の「基本方向」を示している。本アクションプランにおいては、この10の基本方向ごとに取組をまとめている。

次に、7ページを御覧願いたい。7ページ以降には、「Ⅲ 基本方向ごとの取組」について記載しているが、その内容について「基本方向1」を例に御説明申し上げる。

それでは、はじめに「1 方向性」では、第2期計画から抜粋した10年間の取組の方向性を記載している。

次に、「2 第1次アクションプランにおける取組」のうち、「(1) 主な取組内容」では、本アクションプランにおける4年間の主な取組内容を記載している。平成30年度からの新たな取組としては、8ページが一番下になるが、不登校等の未然防止につながる魅力ある学校づくりの調査研究を行い、その研究手法の普及・啓発を図ることについて記載している。

次に、9ページを御覧願いたい。「(2) 目標指標」では、第2期計画に掲載した目標指標の一覧表を掲載しており、今回の改定に当たり、直近の実績値を記載している。

なお、目標指標全体については、A3判の「別紙2」に取りまとめているので、詳しくは後ほど御覧願いたい。

次に、10ページの「(3) 取組の工程表」では、主な取組の年次計画や対象となる発達段階を矢印で表している。

なお、矢印の右側に記載している事業番号は、12ページの「3 平成30年度の主な事業」に掲載している事業一覧表の区分欄の番号であり、例えば、事業01番は「志教育支援事業」が該当するものである。この事業一覧表には、取組を構成する主な事業を掲載しており、事業概要や事業期間、平成30年度当初予算額、担当課室などを記載している。また、事業概要の欄には、「平成30年度の主な取組」を記載し、具体的に取り組む内容を示している。

なお、「基本方向 2」以降については、ただいま説明した「基本方向 1」と同様の構成となっていることから、詳しくは後ほど御覧願いたい。

次に、100ページを御覧願いたい。

10の基本方向に係る個別事業の中から「平成30年度 特に注力する事業」の21事業について、それぞれの事業の概要を示す「事業イメージ図」を掲載している。このうち、新規事業3事業について、簡単に事業内容を御説明申し上げる。

101ページを御覧願いたい。はじめに、2番の「魅力ある学校づくり」推進事業については、文部科学省の事業を活用し、中学校区1区をモデル地区に指定の上、不登校等を生まない取組の調査研究を行い、その成果の普及・啓発を図っていくものである。

次に、105ページを御覧願いたい。9番の「教育の情報化推進事業」については、学校における教育の情報化を段階的・発展的に進める取組である「MIYAGI Style」を推進するため、平成30年度から4年間で県立学校に教員用タブレットパソコンやプロジェクター等の整備を行うものである。また、I

CT機器整備と合わせて、各種研修会等を活用しながら、教員のICT活用指導力の向上を図っていきたくと考えている。

次に、108ページを御覧願いたい。16番の「みやぎグローバル人材育成事業」については、国際社会の様々な場面で活躍するグローバル・リーダーを育成するため、仙台二華中学校・高等学校において、国際的な大学受験資格が得られる国際バカロレアの認定に向けた手続きを行うものである。平成30年度は、県教育委員会に専任の担当者を配置し、認定に向けた準備を進める予定であり、平成33年度から認定プログラムを開始できるように取り組んでいく。その他の注力する事業をはじめ、平成30年度においも、引き続きアクションプランに基づく施策等に着実に取り組み、本県教育の振興を図っていく。

なお、本アクションプランについては、今月中に教育企画室ホームページにて公表を行う予定である。

本件については、以上である。

(質 疑)

- 伊藤委員 別紙1の新規事業一覧に「基本方向1」から「基本方向9」の新規事業が併記されている。これを見て感じたことは、すべてのアクションプランにおいて、子供たちが地域や社会と自分に関わり、相手の意見を尊重しながら、自分の意見をしっかり持つことで、自分自身のフィールドも広がっていくということ。特に、「基本方向6」の「郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成」も非常に大切なことだと常々思っている。このことから、新規事業が実行されるよう強く希望する。
- 教育企画室長 このアクションプランは、毎年度、見直しを行って重点的な取組について検討していくこととしている。その根底の一つとして、本県教育において「志教育」という他者との関わりなどについて、継続的に実施している取組もある。そうしたことも踏まえて、さらにそれらを向上させるための新規事業について、来年度以降検討していきたい。
- 奈須野委員 別紙1の「基本方向1」の新規事業である「魅力ある学校づくり推進事業」について、事業概要に「授業づくりや集団づくりによる不登校等の未然防止につながる魅力ある学校づくりの調査研究を行う」と記載があり、国指定の2年間の事業のようであるが、国からはどんな支援があるのか伺いたい。
- 義務教育課長 国からの支援としては、国研の研究室や、先月も生徒指導の担当者が本県に訪れて、事業の説明を受けており、年に数回の指導・助言をいただくもの。国としては平成23年度から6年に渡る積み上げがある研究であり、その手法を当県の地域に生かすこととしている。国から大枠は示されるが、必ずしも国の言うとおりに進めていくものではない。子供たちや教員に意識調査を行い、その調査結果の相違を改善して学校が子供たちにとって楽しいものになるよう、その部分に対して国の支援を受けるものである。
- 奈須野委員 「基本方向1」の事業概要に「不登校等」と記載されているが、この事業は特に不登校を防止するためのものではなく、子供たちも考えながら魅力ある学校づくりをしていくということか。
- 義務教育課長 委員御指摘のとおりであり、この事業は結果として新たな不登校が発生させず、楽しくて魅力ある学校づくりをしていくものである。これまでは、県として外から支える仕組みを作ってきたが、学校そのものが変化していくような思いでこの事業を進めていきたいと思っている。
- 奈須野委員 義務教育課はいつも少ない予算で実りある事業展開をしていることから、非常に期待している。

(2)「みやぎの先人集第2集『未来への架け橋』」について

(説明者：義務教育課長)

「みやぎの先人集第2集『未来への架け橋』」について御説明申し上げる。

資料は、2ページと別冊である。はじめに、資料2ページを御覧願いたい。

「1 目的」は記載のとおりである。

「2 作成に当たって」であるが、この先人集については、児童生徒の生き方や考え方のモデルとなる本県にゆかりのある先人を取り上げ、志教育の普及・啓発の一助となるような教育資料として作成した。

(2)として「先人」については、平成25年3月に発行した第1集では、江戸から明治時代の先人30人を取り上げたことを受けて、今回は大正から昭和時代の先人を30人取り上げている。業績はもとより、志に係るエピソード、活躍した分野や地域、性別等のバランスも考慮し、吉野作造や看護婦でフローレンス・ナイチンゲール記章を受賞した加藤きんなどを掲載している。

(3)として「活用対象」については、第1集と同様に小学校高学年から中学1年生としている。小学校においては次年度から、中学校においては平成31年度から道徳が教科化となるが、道徳の副教材として活用が図られるよう、道徳的価値を含むエピソードを中心に取り上げた内容構成とし、感動をもって先人の生き方を受け入れることができるよう工夫している。

(4)として作成委員については、県内各圏域から教員を30人、各教育事務所等から指導主事8人による作成委員会を組織するとともに、文部科学省の学習指導要領の改善に関する調査研究協力者会議委員等を務められ、道徳教育に造詣の深い秋田公立大学の副学長 毛内 嘉威先生や県内の教育に詳しい宮城教育大学キャリアサポートセンター副センター長の鈴木 洋先生に監修をお願いした。

次に、「3 作成部数と配布先」を御覧願いたい。仙台市を含む県内公立小学校、特別支援学校の5、6年生の全てに児童数相当分を、中学校には1学級生徒数相当分、学校図書館配置分等も含め送付している。また、県及び市町村教育委員会の図書館にも送付し、一般の方々にも読んでいただけるようにしたところである。また、志教育の基底をなす道徳教育の充実、そして志教育の推進に資するために、平成30年度は教師用の指導資料を作成することとしており、各学校における先人集の活用を一層促していく。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

(3) 平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る前期選抜及び後期選抜等の合格状況について

(説明者：高校教育課長)

「平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る前期選抜及び後期選抜等の合格状況について」御説明申し上げます。資料は、3ページから11ページである。

今回の高校入試では、前期選抜において検査問題に誤植があり、受験生及び関係者の皆様に御迷惑をおかけする事態となり大変申し訳なく思っている。今後、選抜事務においてミスのないよう努めていく。

それでは、資料3ページを御覧願いたい。

「1」については記載のとおりである。

「2 総括」であるが、前期選抜については、全日制課程では募集人数4,814人に対して、8,126人が受験し、受験倍率は1.69倍、選抜の結果、合格者は4,594人であった。定時制課程では、募集人数296人に対して、214人が受験し、受験倍率は0.72倍、合格者は147人であった。後期選抜については、全日制課程では募集人数9,718人に対して、11,041人が受験し、受験倍率は1.14倍、合格者は8,861人であった。定時制課程では、募集人数853人に対し、245人が受験し、受験倍率は0.29倍、合格者は209人であった。また、資料4ページから7ページに「各学校・学科別の前期選抜合格状況」を掲載している。

次に、資料8ページから11ページには、「各学校・学科別の後期選抜合格状況」を掲載しているので、後ほど御覧いただければと思う。

なお、募集定員に満たない学校・学科については、明日、第二次募集の学力検査等を実施することとしており、全日制課程35校、定時制課程13校において行う予定となっている。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

(4) 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果（宮城県分）について

(説明者：スポーツ健康課長)

「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果（宮城県分）について」御説明申し上げる。資料は、別冊である。はじめに、別冊の1ページを御覧願いたい。

「1 調査の概要」であるが、調査対象者は、小学校5年生及び中学校2年生全員となっており、調査内容は、子どもの体力の状況を把握する「実技に関する調査」と、運動習慣、生活習慣、及び子どもの体力向上に係る学校の取組等を把握する「質問紙調査」の2種類となっている。

2ページの、「調査結果の概要」は、実技8種目の合計点数の平均値である「体力合計点」について、平成20年度の調査開始以降の推移を表したグラフであり、実線が宮城県、点線が全国を表している。昨年度と比較すると、小学校5年生男子及び中学校2年生女子で、向上傾向となっており、特に中学校2年生女子は、本調査開始以降で最高値となっている。全国と比較すると、中学校2年生男子を除き、平均値を下回っている。

3ページの、「体力合計点の分布状況」は全国と比較すると、女子のA判定の児童生徒割合が低い傾向となっている。

4ページから5ページの、「種目別の状況」は、宮城県全体と全国、仙台市を除いた宮城県と全国の比較となっており、全国と比較して優れている種目が白、劣っている種目を網掛けで表示している。小学校においては立ち幅跳びが、中学校においてはハンドボール投げが課題種目となっている。

6ページの、「一週間の総運動時間の状況」は、棒グラフが宮城県、折れ線グラフが全国を表している。全国と比較すると、小学生では60分未満の児童の割合が高く、中学生では420分以上の生徒の割合が男女ともに高くなっている。

7ページは、「運動やスポーツが好き」と答えた児童生徒の割合の推移を示したグラフであるが、男子は女子よりもその割合が高く、全国においても同様の傾向となっている。

8ページは、健康三原則である「運動」「食事」「睡眠」に対する意識調査の結果であるが、「大切」と答えた児童生徒の割合を全国と比較すると、全ての要素において低くなっており、意識を高めるための健康教育が重要であると考えられる。

9ページは、質問紙調査による結果であるが、全国と比較すると「児童生徒質問調査」では③・④の普段の体育の授業における、目標設定や振り返りなどの授業展開について、「学校質問紙調査」では、②の運動が苦手な児童生徒や性別に応じた取組の項目について、全国との差が見られる。

11ページから13ページには、傾向の分析として、「運動部活動等への加入率」や「普段の登校方法」、「地域別の体力・運動能力の状況」について、記載している。

14ページを御覧願いたい。県教育委員会では、平成26年度から「web なわ跳び広場」の取組を行っており、「web なわ跳び広場」参加校の平均体力合計点は、宮城県平均と比較すると、高くなっていることが分かった。特に、一週間の総運動時間数が少ない小学生においては、このような、運動機会創出への積極的な取組を学校全体として行うことが、体力・運動能力の向上を促すものと考えている。

15ページ、16ページは、前回の教育委員会でご説明した、肥満傾向児出現率とむし歯被患者の推移である。17ページには、今回の調査・分析結果から明らかになった「課題」と「取組の方向性」を記載している。

「今後の取組」として、18ページに学校が取り組むべき5つの具体的な内容を示している。19ページでは、成果を上げている学校の実践事例を記載している。20ページには「家庭・地域及び県教委の取組」を記載している。加えて、学力・体力ともに成果を上げている学校の取組について調べたところ、都市部、郡部の地域に関わらず、校長のリーダーシップのもとで学力・体力の両面についての授業づくりや校内研修などに、教職員が一体となって取り組む体制ができていることが、子どもたちの意欲向上につながっているものと考えられる。

県教育委員会としては、こうした優れた学校の取組を支えるための研修会や、専門家派遣等の各種事業及び保護者への啓発活動等に取り組んでいく。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員 今の説明において、自分も最後の部分が一番大事であると思った。別冊19ページに

成果を上げている学校として「A校」から「T校」まで記載されている。成果の要因として、今の説明では学校長をはじめとしたリーダーシップと教職員が一体となった取組がある。別冊8ページの(6)に記載されている健康三原則はとても大事なことだと思う。現時点での調査結果では全国よりも本県の結果が落ちているようである。小学校5年生や中学校2年生の家庭では兄弟や家族がいると思うので、別冊19ページに記載されている取組をより推進することで、そうした部分への良い作用が働き掛けとしてできるのではないかと思う。1日や2日で出来ることではないが、粘り強く取組をして成果を上げている学校を参考にしながら、各学校で健康三原則の大切さを意識するようになると、良い結果が導かれるのではないかと感じた。

スポーツ健康課長

今回の報告は全国調査の一環であり、小学校5年生と中学校2年生を対象とした調査として、全国と本県の結果を比較したものとなっており、本県の結果は全国平均を下回っている。本県独自に全学年を調査しており、本県の調査結果を毎年4月に報告している。本年度は国の調査が3月だったので、翌月に報告することとなる。その報告には、例年、別冊19ページに記載のある良い取組をピックアップして、各校1ページに写真付きで紹介している。また、年度初めの小学校体育主任への研修会において、良い取組のあった学校の教員が出向いて発表していただく取組も行っており、このような形で良い取組を広げて行きたいと考えている。

齋藤委員
スポーツ健康課長

全国平均値とは、全国の数値を集計して出た数値なのか。

スポーツ庁において全国に調査を行い、各都道府県から市町村に同様の調査を行って出た数値である。

齋藤委員
スポーツ健康課長

その調査結果を集約して平均を出したのが、全国平均値となるのか。

委員御指摘のとおりである。

齋藤委員

他の調査項目では全国平均と本県の差がこの程度であると理解できたが、別冊11ページに記載されている登校方法の結果で、通学種別において徒歩の全国平均が約94%となっているのに、本県のように低い県もある。全国で平均すると徒歩による登校が多い地域もあることから平均すると約94%の結果になると考えて良いか。

スポーツ健康課長

委員御指摘のとおりである。

齋藤委員

宮城県の小学生は、登校においてバスや車などを使って通わざるを得ない環境にあるのだと思った。徒歩の全国平均が80%台だと気にならなかったが、約94%になっている結果を見ると、東京など都市部の100%に近い数値を平均した結果によるものだと思う。東北の他県ではこの程度の結果になっているのか。

スポーツ健康課長

他県のデータは全国の調査結果をまとめた冊子を確認しないと分からない。

高橋教育長

調査結果を見ると、「複数回答可」と記載があるので、徒歩が一番多い登校手段であり、場合によっては専ら徒歩で登校しているが、時々他の手段で登校している場合も他県では徒歩と回答しており、当県ではその手段がスクールバスなど別の手段になっている可能性もゼロではないと思う。中学校の徒歩の割合もかなり低い。いずれにせよ、調査は全て同じ方法で回答していると思われるので、さらに詳しい分析を行ってほしい。

小室委員

気仙沼市や南三陸町では、震災後、スクールバスによる通学が増えて、徒歩による登校は減っていると思う。学校の統合によりスクールバスによる通学が増えている。

高橋教育長

沿岸部のスクールバスの利用率についても研究してほしい。

スポーツ健康課長

割合として人口の多い都市部に影響を受けるが、今回の調査は仙台市を除いているので、仙台市以外の地域では沿岸部の割合も高くなることから、このような調査結果になったことも考えられる。

(5) 学校再開ハンドブックについて

(説明者：スポーツ健康課長)

「学校再開ハンドブックについて」御説明申し上げます。

資料は、12ページと別冊である。はじめに、資料12ページを御覧願いたい。

「1 作成の趣旨」であるが、東日本大震災では、多くの学校において避難者の受入やライフラインの寸断等により混乱を極め、学校再開までに長い時間を要した等の教訓を踏まえ、日常の体制整備や実際の学校再開に向けた手順等を「ハンドブック」としてとりまとめ、いざという時の速やかな学校再開の資料として活用されることを目的に作成したものである。

「2 作成のポイント」及び「3 作成までの経緯」については、記載のとおりである。

「4 内容」については、別冊の目次をご覧願いたい。Iの「東日本大震災をはじめとする学校再開の教訓」からVIの「資料」という項目で構成しており学校現場において使いやすい形で取りまとめている。

資料12ページにお戻り願いたい。「5 作成冊数」は、2,600冊で、仙台市を除く、幼稚園・こども園を含む全ての公立学校と私立学校及び市町村教育委員会・防災部局、全国都道府県教育委員会、宮城県教育委員会関係諸機関等へ3月1日までに全て配布した。

「6 今後の活用」であるが、現在、ハンドブックの内容は、スポーツ健康課のホームページから、閲覧及びダウンロードが可能な状況であり、学校や教職員一人一人の理解と防災体制の推進だけでなく、防災主任研修会や「学校再開支援チーム」結成に向けた研修会等で活用するなど、更なる学校防災の推進が図られるよう、広く周知していく。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

(6) 防災教育児童本「地震・津波防災のひみつ～東日本大震災を忘れない～」について

(説明者：スポーツ健康課長)

「防災教育児童本「地震・津波防災のひみつ～東日本大震災を忘れない～」について御説明申し上げます。

資料は13ページと別冊である。はじめに、資料13ページを御覧願いたい。

「1 作成の趣旨」は、東日本大震災発生以後に生まれた子どもたちが小学校に入学してくる中で、震災の記憶の伝承を行うとともに、全国の子どもたちが地震や津波から命を守る行動がとれるよう、この児童本を作成し、全国の小学校及び公立図書館等に配布するものである。

「2 あらすじ・構成」については、東日本大震災から30年後の宮城県の沿岸の町を中心に話が展開される。小学生の兄妹が、震災を経験した父母の実体験を聞くことで、地震・津波防災の大切さを実感していくストーリーとなっている。

冊子を御覧願いたい。「3 特色」としては、(1)子どもたちが興味関心を持って防災・減災について学べるよう、まんが形式としている。冒頭のカラー頁をお開き願いたい。(2)東日本大震災の発生から復興までを写真で8ページにわたり紹介している。14ページ、15ページをお開き願いたい。(3)コラム欄で地震・津波防災に関する基礎知識をイラストや写真で分かりやすく解説している。全ページの両端に「まめちしき」として、地震・津波防災に関する基礎的な情報を、ほぼ全ページの欄外に記載している。

「4 作成冊数」は29,000冊である。さらに、4月以降ホームページで公開していく。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

(7) 松島自然の家再建事業の進捗状況について

(説明者：生涯学習課長)

「松島自然の家再建事業の進捗状況について」御説明申し上げます。

資料は、14ページと別紙1、別紙2である。はじめに、資料14ページを御覧願いたい。

1の現状についてであるが、松島自然の家は、東日本大震災による津波で壊滅的な被害を受けたため、東松島市宮戸地区への移転再建を進めている。昨年6月に、「野外活動フィールド」の供用を開始し、2月末現在で8,745人に御利用いただいております。単純比較はできないものの、昨年度同時期に比べ33%増と利用が伸びている。

次に、2の進捗状況の(1)本館等の用地取得についてであるが、別紙1の位置図を併せて御覧願いたい。旧松島自然の家と旧東松島市立宮戸小学校及び隣接市有地との土地交換を進めており、年度内に契約を締結する予定である。

次に、(2)本館等の建設についてであるが、現在、造成設計及び建築設計を実施しており、年度内に完了する予定である。平成30年度は、現在東松島市が実施している旧宮戸小の解体工事完了後、7月頃から造成工事に着手し、平成32年度内の建築工事完了を目指していく。①敷地面積、②延床面積は、記載のとおりである。

別紙2の配置図を併せて御覧願いたい。③主な施設として、管理棟、研修棟、浴室棟、宿泊棟及び体育館のほか、多目的広場やイベントスペースを整備する計画である。④特色については、まず、敷地内の各所に広場を配置し、自然を感じさせながら、かつ、建物に回遊性を持たせ利便性にも配慮している。さらに、宿泊室の定員を旧自然の家の96人から160人に増やすとともに、家族やグループなど少人数でも利用できる部屋を設置し、利用者のニーズに合わせた対応が可能となっている。3のスケジュールについては、記載のとおりである。

今後とも、できるだけ多くの方々に利用していただけるよう、学校のみならず、企業、家族、グループ等への周知・広報に努め、地域に愛され、県民に親しまれる自然の家を目指していく。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

1.3 資料（配布のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) スマホ・携帯などの使用について考える・話し合うリーフレット
- (3) 河北新報掲載記事（平成30年2月18日）「みやぎっ子ルルブルフォーラム」
- (4) 「ぎゅっと！子育てみやぎ新しい小学校生活に向けて」リーフレット
- (5) 共に学ぶ教育推進モデル事業 第I期成果報告書の概要について
- (6) 平成30年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（2月末現在）
- (7) 第73回国民体育大会冬季大会の結果について
- (8) 美術館特別展「絵本のひきだし 林明子原画展」
- (9) 図書館企画展「東日本大震災文庫展Ⅷ 震災ボランティアを知る」
- (10) 女子旅手ならい帳「伊達な文化に恋いをして…」

1.4 次回教育委員会の開催日程について

高橋教育長 | 次回の定例会は、平成30年4月17日（火）午後1時30分から開会する。

1.5 閉 会 午後5時45分

平成30年4月17日

署名委員

署名委員